

1985 年包括予算調整法第 130031 条 (19U. S. C. 58c)

第 13031 条 税関業務に関する手数料

(a) 手数料一覧

法律に規定された他の手数料に加えて、財務長官は税関業務の提供に対して、次の手数料 (サブセクション(1)による調整がされたもの) を課し、徴収する。

- (1) 純とん数 100 トン以上の商船の到着につき 397 ドル。
- (2) 商業用トラックの到着につき 5 ドル。
- (3) 鉄道の客車及び貨車それぞれの到着につき 7.50 ドル。
- (4) 1 暦年の間の個人用船舶及び航空機の到着につき 25 ドル。
- (5)(A) (B) に定める場合を除き、合衆国以外の場所 ((b)(1)(A)(i) に定める場所を除く。) から商船及び商業用航空機に乗ってくる旅客それぞれにつき 5 ドル。
(B) (b)(A)(i) に定める場所から商船及び商業用航空機に乗ってくる旅客それぞれにつき 1.75 ドル。
- (6) 税関職員が作成する書類を必要とする課税郵便物の品目それぞれにつき 5 ドル。
- (7) 個人、組合、社団及び法人の所有する通関業許可それぞれにつき 1 年間 125 ドル。
- (8) カナダ又はメキシコからののはしけ又はその他のバラ荷船の到着につき 100 ドル。
- (9)(A) 正式に申告及びリリースされた貨物の処理につき 0.21% の従価の手数料、ただし、(B) に定める場合を除く。
(B)(i) 財務長官は、その費用が負担される会計年度内に、その申告及びリリースの処理について税関が負担すると思われる給料及び費用と相殺するように (A) に定める従価の率 (ただし 0.15% 以上 0.21% 以下)、及び (b)(8)(A)(i) に定める額 (ただし 21 ドル以上 485 ドル以下) を、調整することができる。
(ii) (i) に基づく調整額を決定する場合において、財務長官は貨物の正式な申告及びリリースに対する税関の支出に関して (f) に基づいて作られる基金に余剰又は不足があるかどうかを考慮しなければならない。
(iii) 財務長官は、以下の場合でないかぎり、いかなる財政年度に課された手数料に関しても (i) に基づく調整をすることができない。
 - (I) その会計年度の税関の一年分の割当を規定する歳出法案が制定された日から 45 日以内に、本項に基づく手数料の調整の意向及びその調整額の告知を官報に公表したとき。
 - (II) 公表並びに上院財政委員会及び下院歳入委員会での審議のために、提案した調整及びその調整の決定に際して使用した方法論に関する (I) で規定した告知のために 30 日以上 の期限を提供すること。
 - (III) (II) で規定した期限の満了時に、それらの委員会に書面で、手数料の調整に関する最終決定、調整額及びその調整の決定に際して利用した方法論を告知すること。

- (IV) (III)で規定した書面による通知の後 15 日経過したときに、手数料の調整に関して最終決定を官報で公告すること。
- (iv) (iii)(IV)に規定した 15 日の期間を算出するに当たっては、次の場合を除く。
- (I) 3 日以上の子会又は議会在無期休会のために両院ともに開会されていない日。
- (II) 土曜日及び日曜日、ただし、(I)に基づく両院が開会されていない日を除く。
- (v) このサブパラグラフに基づいて規定された調整は(iii)(IV)に規定される告知の公布の日から 15 暦日経過した日以後の正式な申告及びリリースに関して効力を有し、このサブパラグラフに基づいて調整されるまでその効力を有する。
- (C) この条に基づき課される手数料は(B)に基づいて調整されていると否とにかかわらず、いずれも(b)(8)(A)に基づく制限に従う。
- (10) 簡易申告及びリリースされた貨物の処理につき、
- (A) 集中化されたハブ施設
- (B) 急行託送運搬者の施設
- (C) 1984 年通商関税法第 236 条(19 U. S. C. 58b)が適用される小規模空港及びその他の施設で簡易申告がそれらの空港及び施設でそれによる申告及びリリースが 1 会計年度に 25、000 件を越える場合で行われるものを除く簡易申告及びリリースにつき手数料は、次のとおりとする。
- (i) 申告又はリリースが自動化され、税関職員の手類作成が必要でない場合は 2 ドル。
- (ii) 申告又はリリースが手動で、税関職員の手類作成が必要でない場合は 6 ドル。
- (iii) 申告又はリリースが自動、手動いずれの場合であっても、税関職員の手類作成が必要な場合は 9 ドル。
- (A)、(B)及び(C)に規定される施設での簡易申告及びリリースに関する規定は、(b)(9)参照。
- (b) 手数料に関する制限
- (1)(A) (a)(5)(B)に規定する場合を除き、次の場合には、(a)に規定する手数料を課することはできない。
- (i) 到着した旅客の行程が次の場合。
- (I) 出発地が合衆国の領土及び属領の場合。
- (II) 出発地が合衆国で行程が合衆国の領土及び属領に限られる場合
- (ii) 出発地と目的地が同一の行程の鉄道車両の到着で、その列車が出発地及び到着地以外の国にいる間に旅客の乗り降りがなく、貨物の積み卸しがない場合。
- (iii) フェリーによる到着の場合。ただし 1999 年 8 月 1 日以後に北緯 27 度以南、東経 89 度以東で運用される場合を除く。
- (iv) 商船に搭乗して、合衆国関税領域内の港の間のみを旅行する乗客の到着の場

合

- (B) (A)に規定する免除は、商船に搭乗して、合衆国関税領域内の同一の場所に始まり、かつ、終了し、その間に寄港しない旅行をする乗客の到着の場合には適用しない。
- (C) (A)の規定は、1994、1995、1996 及び 1997 会計年度においては適用しない。
- (2) 到着した商用トラックが 1 会計年度内に財務長官に支払った手数料の額の総計が 100 ドル (サブセクション(1)による調整がされたもの) に達した後は、その商用トラックはその会計年度内の(a)に基づき課される手数料を課されない。
- (3) 到着した鉄道の客車又は貨車が 1 会計年度内に財務長官に支払った手数料の額の総計が 100 ドル (サブセクション(1)による調整がされたもの) に達した後は、その鉄道の客車又は貨車はその会計年度内の(a)に基づき課される手数料を課されない。
- (4)(A) 次の旅客の到着に関しては、(a)に基づき課される手数料を課されない。
 - (i) 合衆国の関税領域以外の場所を目的地とする通過者
 - (ii) 税関の検査業務を受けていない者。
- (B) 1 航海で 2 以上の合衆国の港に寄港する商船の(a)(5)に基づく手数料を課せられる乗客の場合、当該手数料は、各乗客につき 1 回のみ課せられる。
- (5) 次の物の到着に関しては、(a)(1)に基づき課される手数料を課されない。
 - (A) 1 会計年度内に財務長官に支払った(a)(1)又は(8)に基づき課される手数料の額の総計が 5、955 ドル (サブセクション(1)による調整がされたもの) に達した後の、その会計年度内の船舶。
 - (B) 到着時に単独でタグボートとして使用される船舶。
 - (C) カナダ若しくはメキシコからのはしけ又はその他のバラ荷船。
- (6) 到着したはしけ又はバラ荷船が 1 会計年度内に財務長官に支払った(a)(1)又は(8)に基づき課される手数料の額の総計が 1、500 ドル (サブセクション(1)による調整がされたもの) に達した後は、そのはしけ又はバラ荷船はその会計年度内の(a)(8)に基づき課される手数料を課されない。
- (7) 次のもので、到着時にフェリー以外の船舶によって運搬されているものの到着に関しては、(a)(2)、(3)又は(4)に基づき課される手数料を課されない。
 - (A) 商用トラック
 - (B) 鉄道車両
 - (C) 個人用船舶
- (8)(A)(i) (ii)を条件として、(a)(9)に基づいて、貨物の正式な申告及びリリースに関して課される手数料は、(a)(9)(B)又は(1)に従い調整される場合を除き、485 ドルを越えることなく、また、25 ドルを下回ることはない。
 - (ii) 手動による貨物の申告及びリリースに関しては(i)の適用にしたがって決定された手数料に 3 ドル (サブセクション(1)による調整がされたもの) の追加料金が

課される。

- (B) 次の品目の処理に関しては(a)の(9)及び(10)に基づく手数料は徴収されない。
- (i) 第 9802. 00. 60 号及び第 9802. 00. 80 号を除く合衆国関税率表 98 類の品目
 - (ii) 合衆国の島の属国の生産物
 - (iii) 合衆国関税率表の通則 3 の(c)(ii)(B)及び(c)(v)に記載されている国で生産された物
- (C) (a)の(9)及び(10)の適用上、
- (i) 貨物の処理における財務長官が負担する費用には、次によって生じる費用は含まれない。
 - (I) 航空機の旅客の処理
 - (II) 輸出管理
 - (III) 国際業務
 - (ii) 次の場合を除いて、正式及び簡易申告並びにリリースには、税関職員による ACS への貨物選択データの入力及要求されている通関業者及び輸入者によって提出される申告及びリリースも含まれる。
 - (I) 通関業者及び輸入者が、合衆国内の港における ACS に基づく ABI による貨物リリースの申込者であると証明された場合。
 - (II) 港における税関による貨物選択データシステムの完全な実施の前のその港における申告及びリリース
- (D) 貨物の処理に関する(a)の(9)及び(10)に基づいて課される手数料は
- (i) 貨物の登録上の輸入者によって支払われる。
 - (ii) このパラグラフに規定がある場合を除いて、1930 年関税法第 402 条に基づいて決められた貨物の価格に基づく。
 - (iii) 合衆国関税率表第 9802. 00. 60 号に分類される貨物の場合は、海外での貨物の修理及び改造の価格に適用される。
 - (iv) 合衆国関税率表第 9802. 00. 80 号に分類される貨物の場合は、合衆国の生産物の部分を減じた、貨物の全価格について適用される。
 - (v) 外国貿易地帯で加工及び包装された合衆国の農産物の場合は、その貨物が申告に従い、その貨物に使われている梱包がその貨物が包装されるために使われる普通の種類である場合には、梱包するために使用した物品の価格にのみ適用する。
 - (vi) 外国貿易地帯から輸入する場合 ((v)が適用される貨物を除く。)は、1934 年 6 月 18 日の法律第 3 条 (一般に外国貿易地帯法として知られる。19U. S. C. 81c) に基づく外国貨物の特権的又は非特権的価格にのみ適用する。

合衆国関税率表第 9802. 00. 60 号及び第 9802. 00. 80 号に分類され、かつ無税の貨物に関しては、財務長官は、(a)の(9)又は(10)に基づいて貨物の加工に課される手数料を徴収することができる。この基準は個々の申告による計算ではなく、輸入者が通

- 常の業務の過程で使用する会計及び生産報告書から得た総計のデータを基準とする。
- (E) (a)の(9)又は(10)の適用において、場合によって、もし貨物が次のようであれば、貨物は申告又はリリースされたとする。
- (i) 1930 年関税法第 448(b)条に基づいて許可又はリリースされた場合。
 - (ii) 1930 年関税法第 484(a)(A)条に基づいて税関監視から申告又はリリースされた場合。
 - (iii) 保税倉庫から消費のために倉出しされる場合。
- (9)(A) 集中化されたハブ施設、急行託送運搬者の施設、小規模空港及びその他の施設で簡易申告及びリリースされた貨物の処理に関しては、次の弁済及び支払いが要求される。
- (i) 小規模空港及びその他の施設では
 - (I) 合衆国法典第 31 編 9701 条又は 1984 年通商関税法第 236 条 (19 U. S. C. 58b) に基づき要求される会計年度内の弁済
 - (II) (a)に基づく手数料の支払いの代わりとなる施設の財務長官への毎年の支払い、金額は(I)に基づく弁済に同じ。
 - (ii) (e)(6)に拘らず、かつ、(B)の規定に従うことを条件として、急行託送運搬者の施設又は集中化されたハブ施設
 - (I) 個別の航空貨物引換証又は船荷証券ごとに 66 セント(サブセクション(1)による調整がされたもの)
 - (II) 商品が正式エントリーされている場合は、(a)(9)に規定する手数料 (適用可能な場合)。
- (B) (i) 2004 会計年度から、財務長官は、(A) (ii)に記載された額を(1 会計年度に 1 回以下に限り) 個別の航空貨物引換証又は船荷証券ごとに 35 セントを下回らず、1 ドルを超えない額 (サブセクション(1)による調整がされたもの) に調整することができる。長官は、前文に基づく修正案及びその理由を連邦官報で公告し、修正案についてのパブリック・コメントを認めなければならない。
- (ii) 1930 年関税法第 451 条の規定にかかわらず、(A) (I) 又は(II)により要求される支払は、(A) (I) 又は(ii)に基づく個別の航空貨物運送状又は船荷証券の処理に関連し、かつ、急行託送運搬者の施設又は集中化されたハブ施設においてサービスを提供するために税関サービスの償還のために必要とされる唯一の支払とする。ただし、税関サービスが、十分な事務所、設備、備品、消耗品及びセキュリティのために税関サービスの費用を負担することを当該施設に要求することができることを除く。
- (iii) (I) (A) (ii) 及び(ii)に規定する支払は、財務省長官が定める規則に従い、四半期ごとに、当該施設を使用する運送業者が税関に支払う。
- (II) (A) (ii) 及び(ii)の規定に基づいて受領した支払金額の 50%は、第

1524 条の規定に従い、税関手数料勘定に預託されるものとし、また、エクスプレス貨物輸送業者設備又は集中ハブ設備へのサービスの提供に要する費用のために当該充当から支払われる金額の各充当金を直接償還するために使用する。前項の規定により預託された金額は、託送された運送業者の施設又は集権的拠点施設を運送するための税関業務に充てられるまでは、利用することができる。

(III) 930 年関税法第 524 条にかかわらず (A) (ii) 及び(ii)に基づいて受領した納付金の残額の 50%は、(a)(10)に基づく手数料の納付に代えて、財務省長官に納付しなければならない。

(C) このパラグラフの適用上、

(i) 集中化されたハブ施設及び急行託送運搬者の施設とは、連邦規則集 19 編 1 章パート 128 に規定する用語が用いられる。このパラグラフの規定は財務長官が、通常の関税庁の執務時間において集中化されたハブ施設及び急行託送運搬者の施設における簡易申告のエントリー又はリリースを (A) に定める弁済及び支払いに従って処理することを妨げるものではない。

(ii) 小規模空港及びその他の施設とは、1984 年貿易関税法第 236 条にいう空港及び施設で、直近の会計年度において、25、000 件以上の簡易申告が処理されたもの。

(10) (A) カナダを原産地とする物品(1988 年合衆国カナダ自由貿易協定実施法第 202 条に基づいて決定されるもの)に関する(a)の(9)又は(10)に基づいて課される手数料は、合衆国カナダ自由貿易協定が効力を有しているときは、協定第 403 条に従う。

(B) 北アメリカ自由貿易協定実施法第 311 条に定める原産地規則に合致する貨物については、

(i) カナダが北アメリカ自由貿易協定実施法第 2 条(4)で定義する N A F T A の締約国であるとき、北アメリカ自由貿易協定付属書 311 に従いカナダ産品とされる物品には手数料を課さない。

(ii) メキシコが N A F T A の締約国であるとき、同付属書 311 に従いメキシコ産品とされる物品には、1993 年 12 月 31 日以降手数料は増額されず、1999 年 6 月 29 日後は手数料を課さない。

このパラグラフの理由によって当該手数料の免除が行われるための業務には、税関使用手数料会計に含まれる資金は提供されない。

(11) 手数料の免除が 1990 年関税通商法 112 条に基づいて実行される場合には、イスラエルの生産物に関して、(a)の(9)又は(10)に基づく手数料は免除される。

(12) 合衆国チリ自由貿易協定実施法第 202 条に基づく原産品である商品に関しては、(a)の(9)又は(10)に基づく手数料を徴収することができない。このパラグラフを理由として手数料を免除されているサービスについては、関税使用料口座に含まれる

金額を使用することはできない。

- (13) 合衆国シンガポール自由貿易協定実施法第 202 条に基づく原産品である商品に関しては、(a)の(9)又は(10)に基づく手数料を徴収することができない。このパラグラフを理由として手数料を免除されているサービスについては、関税使用料口座に含まれる金額を使用することはできない。
- (14) 合衆国オーストラリア自由貿易協定実施法第 202 条に基づく原産品である商品に関しては、(a)の(9)又は(10)に基づく手数料を徴収することができない。このパラグラフを理由として手数料を免除されているサービスについては、関税使用料口座に含まれる金額を使用することはできない。
- (15) 合衆国ドミニカ共和国中央アメリカ自由貿易協定実施法第 202 条に基づく原産品である商品に関しては、(a)の(9)又は(10)に基づく手数料を徴収することができない。このパラグラフを理由として手数料を免除されているサービスについては、関税使用料口座に含まれる金額を使用することはできない。
- (16) 合衆国バハマ自由貿易協定実施法第 202 条に基づく原産品である商品に関しては、(a)の(9)又は(10)に基づく手数料を徴収することができない。このパラグラフを理由として手数料を免除されているサービスについては、関税使用料口座に含まれる金額を使用することはできない。
- (17) 合衆国オマーン自由貿易協定実施法第 202 条に基づく原産品である商品に関しては、(a)の(9)又は(10)に基づく手数料を徴収することができない。このパラグラフを理由として手数料を免除されているサービスについては、関税使用料口座に含まれる金額を使用することはできない。
- (18) 合衆国ペルー貿易促進協定実施法第 202 条に基づく原産品である商品に関しては、(a)の(9)又は(10)に基づく手数料を徴収することができない。このパラグラフを理由として手数料を免除されているサービスについては、関税使用料口座に含まれる金額を使用することはできない。
- (19) 合衆国大韓民国自由貿易協定実施法第 202 条に基づく原産品である商品に関しては、(a)の(9)又は(10)に基づく手数料を徴収することができない。このパラグラフを理由として手数料を免除されているサービスについては、関税使用料口座に含まれる金額を使用することはできない。
- (20) 合衆国コロンビア自由貿易協定実施法第 202 条に基づく原産品である商品に関しては、(a)の(9)又は(10)に基づく手数料を徴収することができない。このパラグラフを理由として手数料を免除されているサービスについては、関税使用料口座に含まれる金額を使用することはできない。
- (21) 合衆国パナマ自由貿易協定実施法第 202 条に基づく原産品である商品に関しては、(a)の(9)又は(10)に基づく手数料を徴収することができない。このパラグラフを理由として手数料を免除されているサービスについては、関税使用料口座に含まれる金額を使用することはできない。

れる金額を使用することはできない。

(c) 定義

この条の適用上、

- (1) 「フェリー」とは、次のいずれのためにも使用される船舶をいう。
 - (A) 300 マイル以内の場所のみの運送。
 - (B) 次のもののみを輸送。
 - (i) 旅客
 - (ii) 旅客及び物品の輸送のために使用されている若しくは使用された自動車又は鉄道車両。
- (2) 「到着」とは、合衆国の関税領域内の開港への到着をいう。
- (3) 「合衆国の関税領域」とは、合衆国関税率表通則 2 に記される意味をいう。
- (4) 「通関業許可」とは、1930 年関税法第 641 条(c)に基づいて発行される許可をいう。
- (5) 「はしけ又はバラ荷船」とは、次の船舶をいう。
 - (A) 自力推進力を持たないもの。
 - (B) いかなる形にも包装されていない代替可能物を運搬するもの。

(d) 徴収

- (1) 個人に商業用船舶又は商業用航空機による合衆国の関税領域内への輸送のための文書又は切符を発行する者は以下のことができる。
 - (A) その個人から文書又は切符発行時に(a)(5)に基づいて課される手数料を徴収すること。
 - (B) その文書又は切符について、個々に(a)に基づき課される手数料を連邦検査手数料であるとみなすこと。
- (2) 次の場合には、旅客に運送を提供するものは、当該旅客が合衆国内の関税領域を出発するときに当該手数料を徴収することができ、また、当該手数料の支払いのための領収書を提供することができる。
 - (A) 旅客の合衆国の関税領域内に入るための文書又は切符が海外で発行された場合。
 - (B) (a)に基づいて課される手数料が文書又は切符発行時に徴収できなかった場合。
- (3) (1)又は(2)に基づいて手数料を徴収したものは、手数料を徴収した四半期の終わりから 31 日後までに、その手数料を財務長官に送金しなければならない。
- (4)(A) 財務長官は、(a)(7)によって課される手数料の支払い満期日を、その支払い満期日の 60 日前までに官報に公表しなければならない。
- (B) (a)(7)によって課される手数料の支払い満期日が、その支払い満期日の 60 日前までに官報に公表されており、当該手数料が支払われていない場合は、通関業の許可は取消又は停止することができる。
- (C) 1930 年関税法第 641 条(b)に基づき発行される通関業免許は、(a)(7)に基づいて課される手数料の未払いのみを理由として取消又は停止されない。

(e) 税関業務の提供

(1) (A) 1930 年関税法第 451 条又はその他の法律の規定 (B) 及び(2)を除く。) にもかかわらず、合衆国に到着した旅客に提供することが要求される税関業務は、予定された定期航路のフライトに関して、必要な場合には、税関空港で、航空会社や旅客には負担をかけることなく ((a)に基づいて課される手数料を除く。)、十分に提供されなければならない。

(B) (i) 適当な合衆国税関国境保護局の職員は、(可能な場合)合衆国税関国境保護局の職員のうち十分な数の者を、チャーター航空運送事業者(合衆国法典第 49 巻第 40102 条に定義されている)に対し、合衆国税関国境保護局が業務を行う税関空港である空港において通常の営業時間後に到着するチャーター航空運送事業につき、次の場合、(ii)に係る業務を行わせることができる。ただし、当該チャーター航空運送事業者については、当該業務のための延長資金が利用できない場合に限り。

(I) 当該航空機の到着の四時間前までに、当該役務の提供を特に求める

(II) 当該業務に関連して発生した残業代を支払う。

(ii) このクローズに記載されるサービスは、旅客及びその手荷物の通関サービス又は通常の営業時間内に合法的に実施され得るその他の類似のサービスとする。

(2) (A) このサブセクションは、1984 年通商関税法第 236 条が適用される空港、港及びその他の施設には適用しない。

(B) (6)(C)は、1984 年貿易関税法第 236 条が適用される空港、港及びその他の施設に位置する若しくは隣接する外国貿易地帯又はサブゾーンに関しては適用しない。

(3) 1930 年関税法第 451 条及びその他の法律の規定にもかかわらず、

(A) 合衆国に到着した旅客に提供することが要求される税関業務は、予定された定期航路のフライトに関して、必要な場合には、当該税関業務の提供の目的で税関職員が駐在する合衆国の関税領域外の場所で十分に提供されなければならない。

(B) (a)に基づいて請求される手数料を除いて、航空会社及び旅客は、当該地点で提供された、時間外の税関検査業務の費用を、財務長官に弁済することを要求されることはない。

(4) 法律の他の規定にもかかわらず、次の業務について、要求があった場合には、全ての税関業務(通常及び時間外の通関並びに事前通関業務を含む。)が十分に提供されなければならない。

(A) 合衆国に到着、出発及び通過する商業用船舶、自動車及び航空機並びにそれらの旅客、乗員、備品、用具及び貨物の通関

(B) 合衆国以外の税関施設での商業用船舶、自動車及び航空機並びにそれらの旅客、乗員、備品、用具及び貨物の事前通関

(C) 合衆国の関税領域に持ち込み若しくはそこから引き取られた商業用貨物又は商業用の運送の検査及びリリース

- (5) このサブセクションの適用上、税関業務は、それが税関検査にしたがっている相手方のニーズに合っていることが必要である場合には、次のことを考慮して時を得た方法で提供された場合には「十分に提供されている」とみなされる。
- (A) 天気、機械による又はその他の遅滞のための不可避性
 - (B) 迅速かつ能率的な旅客及び荷物の通関の必要性
 - (C) 貨物の腐敗
 - (D) 様々な時差帯からの深夜及び早朝の到着の要望性及び不可避性
 - (E) 税関の職員及び資源の入手可能性 ((g)(2)に規定された規則に従って)
 - (F) 明確な執行のチェック
- (6) (2)を除く他の法律の規定にもかかわらず、(a)に基づいて手数料が認められている間は、次の事項に関して手数料を徴収することはできない。
- (A) 合衆国内で税関職員が商業用船舶、自動車及び航空機並びにそれらの旅客、乗員、備品、用具及び貨物の到着並びに出発に関して行った次のいずれかの場合
 - (i) 貨物検査、通関、及びその他の税関の活動、費用、並びになされた業務（超過時間基準に基づいた通常業務時間外に行われている場合も含む。）
 - (ii) 税関序区員の派遣
 - (B) 合衆国外で行われた、事前通関及びその他の税関の活動、費用並びに税関職員が商業用船舶、自動車及び航空機並びにそれらの旅客、乗員、備品、用具及び貨物の到着並びに出発に関して行ったこと
 - (C) 次に関連する事項
 - (i) 1934年6月18日の法律（一般に外国貿易地帯法として知られている。）に基づき創設された外国貿易地帯及びサブゾーンでの活動並びに業務（税関業務の監督を含む。）
 - (ii) 1930年関税法第555条に基づく保税倉庫での指示及び業務（税関業務の監督を含む。）
- (f) 手数料の供託
- (1) 財務省の一般財源の中に、「税関手数料勘定」として知られる別個の勘定が設けるものとする。1930年関税法第524条にもかかわらず、割当の直接弁済のために次の部分を除いた(a)に基づき徴収される全ての手数料の税関手数料勘定への受取を相殺によって供託できる。
 - (A) (3)に基づいて要求される部分
 - (B) (5)に基づき超過手数料として財務長官が決定する部分
 - (2) このサブパラグラフに別段の規定がある場合を除き、税関手数料勘定のすべての資金は、歳出予算法に規定されている範囲内で、2002年国土安全保障法(6U.S.C.215)第415条に定義されている関税収入業務(2002年国土安全保障法(6U.S.C.215)第415条(8)に規定する国際部が行う業務を除く)の実施、及び自動化(自動・商業環境電算機・

システムを含む)のために、かつ、その他の目的のために、関税庁が負担する費用(パラグラフ(3)の規定による直接償還を要する費用以外の費用)の支払に使用することができる。税関手数料勘定における資金が当該税関歳入機能の費用を支払うのに十分でない場合には、当該不足額に相当する額の関税は、歳出予算法に規定する限度において、当該不足額の当該税関歳入機能の費用を支払うために利用することができ、かつ、他の目的のために利用することができない。税関手数料勘定の金額を利用可能にすることができる目的を特定するこのパラグラフの第1文及び第2文の規定は、当該規定を具体的に修正又は代替する法律の規定による場合を除き、これに代わるものではない。税関手数料勘定の財源に剰余金があるかぎり、財務長官は通関及び事前通関を行うための定員水準を減らすことはできない。

(3)(A) 財務長官は、1930年関税法第524条に従い、(B)に反しないかぎり、次の事項に関する財務長官の負担する費用のための割当から支払われる額のそれぞれの費用を直接(a)に基づいて徴収される手数料 ((a)の(9)及び(10)に基づく手数料並びに(4)に基づき財務長官が決定する超過手数料を除く。) から弁済することができる。

(i) 次のことを行った場合。

(I) 1911年2月13日の法律第5条(a)に基づく時間外の償還の支払い。

(II) 1911年2月13日の法律第5条(b)に基づく割増金の支払い。ただしこの号の規定の基づく償還の額は、どの会計年度においても、第5条(b)に基づき計算された当該すべての割増金の全費用と1993年包括予算調整法第138136条の施行の日以後の同一の取締り業務のために税関が支払うべき夜間又は休日の割増金の費用の差を越えることはできない。

(III) (I)に基づく時間外の償還の支払いからの過大控除への民間航空退職障害基金への機関分担金の支払い。

(IV) 事前検査のうち、当該検査の受益者から財務長官への費用の償還を要しないものについての費用

(V) 1993年包括予算調整法第13812条(b)に基づく外国語修熟手当の支払い。

(ii) (i)に基づく弁済に利用できる財源の範囲内において、又は(a)からまでに基づく手数料の支払いが要求される申告のために必要な正規及びパートの検査職員の給与並びにそれらの者のために税関業務を高めるための施設 ((a)の(1)から(8)までに基づいて徴収される手数料の比例分を基準にして分配される。)

(iii) (ii)に基づく弁済に利用できる財源の範囲内において、事前通関業務を処理する50人の正規の職員の給与

(B) このパラグラフに基づく割当の弁済は

(i) 割当又は同様の行政業務に従う。

(ii) 少なくとも四半期に一度行わなければならない。

(iii) 必要な範囲において、財務長官によって作られる概算に基づいて作られ、

概算が弁済を要求される額より多い又は少ないという範囲まで次の弁済で調整される。

(C)(i) 1991 会計年度及びその後の会計年度において、(A)(i)に基づき弁済が要求される額は、実際の要求によって算出され、当該会計年度におけるその算出された費用を越えた徴収額のみが(A)(ii)の規定によって使用をされる。

(ii) 1989 及び 1990 会計年度に弁済された時間外検査及び事前通関の費用((A)(i)に基づく。)の超過分は、1991 及び次会計年度に、(A)(ii)に規定された目的のために使用することができ、危険準備金及び各会計年度において、(A)(i)及び(ii)に規定される費用をまかなうのに不十分な危険準備金の受取の制限を除いた 30,000,000 ドルの超過分は以下のために使用することができる。

(I) (A)(i)に規定される業務を提供するための費用

(II) (I)で規定する費用を支払った後には、前会計年度水準での(A)(ii)に規定する職員及び設備に提供される費用

(iii) 会計年度ごとに、財務長官が次の差額を計算する。

(I) 1993 年包括予算調整法第 13811 条の制定以前に有効であったように、1911 年 2 月 13 日法律第 5 条が当該費用を管理していたならば、当該会計年度中に検査業務に伴って生じていたであろう超過勤務手当の見積費用

(II) 1993 年包括予算調整法第 13811 条により修正された 1911 年 2 月 13 日法律第 5 条に基づく検査業務及び 1993 年包括予算調整法第 13812 条 (a)(1)により修正された合衆国法典第 5 編第 8331 条(3)に基づく検査業務に関して当該会計年度中に生じた超過勤務手当、割増賃金及び職員退職拠出金の実費に、1993 年予算調整法第 13812 条(b)に基づく外国語能力認定について当該会計年度中に生じた実費を加える。

税関手数料口座から財務省の一般基金にこのパラグラフに基づいて計算された差額に等しい金額又は\$1800 万のうちいずれか少ない金額を送金するものとする。

移転は、少なくとも四半期ごとに、かつ、(B)の規定に基づく償還(iii)と同程度の推定に基づいて行われる。

(D) このパラグラフのいかなる規定も、(a)に基づいて徴収される手数料以外の財源から、(A)(i)、(ii)及び(iii)に規定する費用を支払うために充当された資金を使用することを妨げるものと解してはならない。

(4) (A)財務省の一般財源の中に、「税関商業・国土安全保障自動化勘定」として知られる別個の勘定が設けるものとする。2003 会計年度、2004 会計年度及び 2005 会計年度の各々において、(a)(9)(A)に基づいて徴収された手数料 3 億 5000 万ドルを口座に預託しなければならない。

(B) 2016 年から 2018 年までの会計年度において、153,736,000 ドル以上を、国土安全保障省の機能に関連するその他の目的で申告またはリリースされる商品进行处理する

ための、自動商業環境電算機システム 1 の開発、導入、確立、導入を完了するために、この勘定から充当することが認められる。このパラグラフに従って計上された金額は、支出されるまで利用可能である。

(c) (a)(9)(A)に基づいて徴収される 2006 会計年度の手数料を調整するに際し、財務長官は、2003 会計年度、2004 会計年度及び 2005 会計年度の間に当該勘定に預託された手数料の総額が当該勘定からの歳出総額を超える額により、2006 会計年度に徴収されると推定される額を減額する。

(5) (a)(9)及び(10)に基づいて 1999 会計年度に徴収された金額のうち、5000 万ドルは、歳出予算法に従うことを条件として、自動化された商業システムのために税関当局が利用することができる。このパラグラフに基づき利用可能とされた金額は、支出されるまで利用可能である。

(g) 規則

(1) 財務長官はこの条の規定を施行するために必要な規則を制定することができる。(a)(5)に基づいて課される手数料の徴収及びその手数料の米国財務省への送金に関する財務長官が発する規則は、1954 年内国歳入第 33 章 C 節によって課される税に関して制定される規則がこの条の規定に抵触しない範囲で、その税の徴収及び送金に関して財務長官が制定する規則と調整される。

(2) 規則に別段の定めがある場合を除き、戻し税を除く関税法令の管理及び執行に関する規定は、(a)に規定される手数料及びそれに対して責任を持つ者に関して、その手数料を関税として適用される。前文の適用上、税額の関係の見地から表されている罰は、課された手数料の額との同様の関係を持った額であるとみなされる。合衆国の裁判所及び合衆国の政府機関の管轄の決定において、(a)に基づいて規定される手数料は、関税とみなす。

(h) 関連改正

(1) [鉄道乗客サービス法第 305 条の改正規定]

(2) [空港及び航空路開発法第 53 条の改正規定]

(i) 他の権限への効果

税関業務に関して、(a)に基づいて課される手数料を除き、この条の規定は、1984 年通商関税法第 236 条に基づいて手数料を課するための財務長官の権限に影響を与えるものと解釈してはならない。

(j) 発効日

(1) このサブセクションに別に定めるものを除き、この条の規定並びにこの条による改正及び廃止は、この法律の制定の日から 90 日後以降になされた税関業務に適用する。

(2) 交通機関を利用して到着した旅客に関しては、その交通機関の書類及び切符がこの法律の制定の日から 90 日後以降発行された場合に関してのみ(a)に基づき手数料を課することができる。

(3) (a)に基づく手数料は2003年9月30日後は課されない。

(k) 諮問委員会

関税庁長官は、航空機、巡航船その他の(a)に基づく手数料の対象となる運輸産業の代表で構成される諮問委員会を設置しなければならない。この諮問委員会は、連邦審問委員会法第14条に規定する終了をしないものとする。諮問委員会は、定期的に会合し、関税庁長官に対し、合衆国税関の監視業務の実施に関する問題について勧告するものとする。この勧告には、当該業務が行われるべき時間、監視職員の適当な数及び配置、手数料の水準及びすべての提案された手数料の妥当性を含むものとするがこれに限定されない。長官は、その義務の遂行において諮問委員会の見解に考慮を払わなければならない。

(l) インフレ調整

(1) 一般

財務長官は、(a)に基づいて設定された手数料並びに(b)(2)、(3)、(5)、(6)、(8)及び(9)に基づく当該手数料の限度を、2016年4月1日及びその後の各会計年度の開始時に、2014会計年度の消費者物価指数と比較した前12ヶ月間の消費者物価指数の平均の増加率(存在する場合)を反映するように調整しなければならない。

(2) 調整計算の特例

(1)に基づいて、長官が、(a)に基づいて設定された手数料の額、並びに(b)(2)、(3)、(5)、(6)、(8)及び(9)に基づく当該手数料の制限を調整するに際し

(A) 消費者物価指数の上昇分を1ドルに切り上げなければならない。

(B) 1%未満の増加を無視できる。

(3) 消費者物価指数の定義

このサブパラグラフの適用上、「消費者物価指数」とは、労働省労働統計局が発表する全ての都市消費者の消費者物価指数をいう。

(19U. S. C. 58c)